

# 感染症蔓延下の吊い

2020年4月13日

野辺のおくり研究会

# 1 感染対策の原則を順守

- 病原体を持ち込まない
- 病原体を持ちださない
- 病原体を拡げない

# 2 遺族によりそう葬儀との兼ね合い

- 通夜
- 葬儀

# 3 葬儀後の注意

# 1 感染対策の基礎知識

## ○感染源

- ・吐しゃ物、排泄物、創傷皮膚、粘膜 等
- ・血液、体液、分泌物（喀痰・膿等）
- ・使用した器具、器材
- ・上記に触れた手指

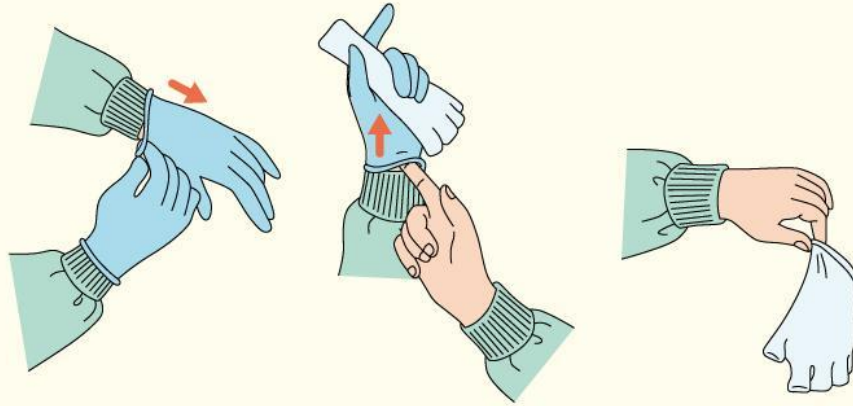
## ○標準予防策

- ・血液、体液、排せつ物に触れるとき ➡ 手袋、マスク、エプロン、  
ゴーグル（眼鏡）の着用
- ・器具、器材に触れるとき ➡ 手袋の着用

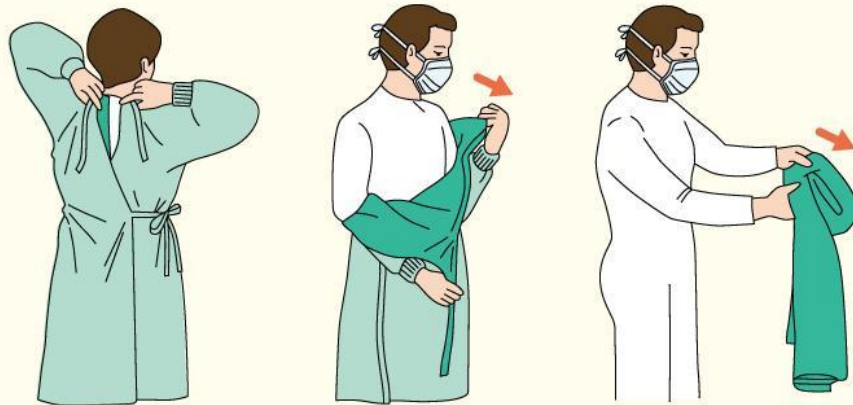
**◎手袋等を外した時は必ず手指消毒をおこなう**

# ○手袋やエプロン等の個人防護具は、外し方が大事です！

## A 手袋の外し方



## B エプロンの外し方



© 医学出版

個人防護具に関するポイントとして、汚染を拡大させない外し方と外すタイミングが重要です。手袋・[エプロン](#)などは必ず内表にして外すよう研修などで習得します

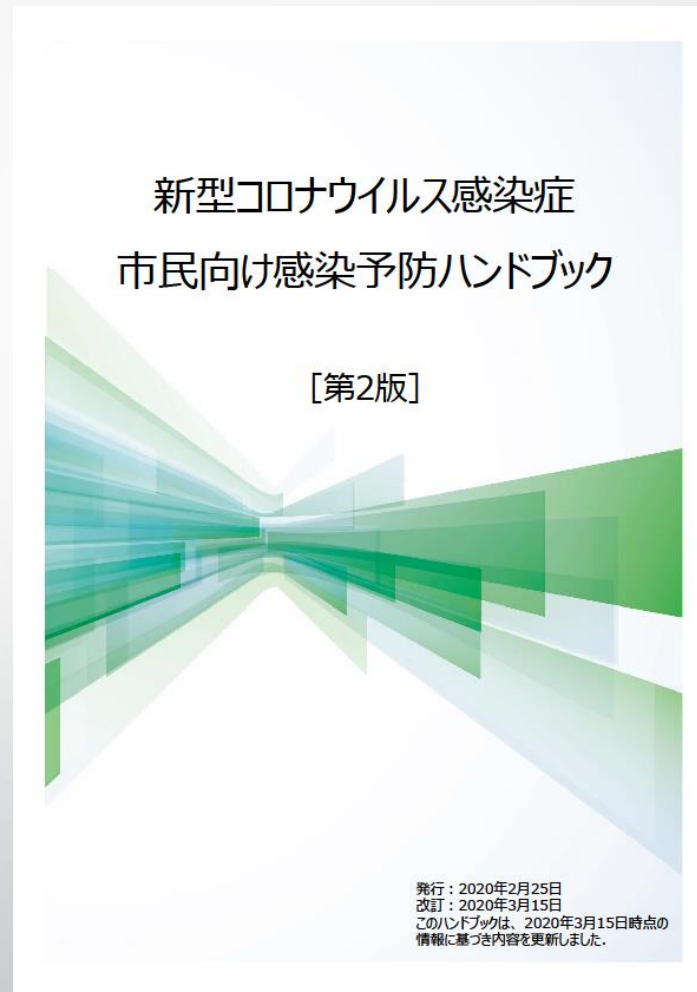
## 2、新型コロナウイルスの基礎知識

新型コロナウイルス感染症については、厚生労働省のホームページにおいて、例えば右のような様々な情報が発信されています。

情報は刻々と変化していくので、最新情報をキャッチしましょう。

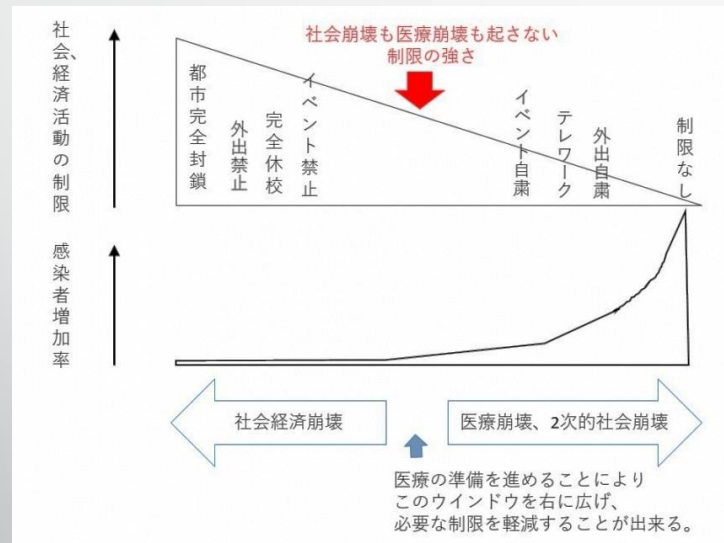
厚生労働省HPアドレス

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00093.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html)



## 山中教授による新型コロナウイルスについての情報発信のためのHPも開設されています

ウイルスとの闘いは、有効なワクチンや治療薬が開発されるまで手を抜くことなく続ける必要があります。1年以上かかるかもしれません。マラソンと同じで、飛ばし過ぎると途中で失速します。ゆっくり過ぎると勝負になりません。新型コロナウイルスは難敵です。しかし、みんなが協力し賢く行動すれば、社会崩壊も医療崩壊も防ぐことが出来るはずです。今、私たちが新型コロナウイルスに試されています。私たちの団結力を見せつけなければなりません



## ○基本となる考え方①

新型コロナウイルス等の感染者がお亡くなりになった場合、遺体搬送業者がご遺体に接触する際は、手袋、マスク、フェイスシールド、ガウンを装着して対応することが望ましいと考えられます。また、納棺後にご遺体に接触した場合は、手指衛生を行う必要があります。**ただし新型コロナウイルスだからといって、葬儀や火葬の際に特別に厳密な対応が求められるわけではありません。**

## ○基本となる考え方②

新型コロナウイルスにより亡くなられた方の遺体は、24時間以内に火葬することができることされており、必須ではありません（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第30条第3項、新型コロナウイルス感染症として定める等の政令第3条）。

**感染拡大防止対策上の支障等がない場合には、通常の葬儀の実施など、できる限り遺族の意向等を尊重した取り扱いをする必要があります。**

厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A（関連業種の方向け）  
3、遺体等を取り扱う方へ より抜粋



## ○基本となる考え方①②を踏まえて

かけがえのない大事な方とのお別れに対し、どのように寄り添って  
いけるのか、アドバイスさせていただきます。

可能な限り、尊厳ある故人との最後の時を共有していただける  
ようにする。

また、同時に安全面に留意し事故のないように努める。

※4月になり、緊急事態宣言が発令され、複数の方が集まることが難しくなると  
予想されます。

見送りについても、多数集まる葬儀式は自粛が必要となるでしょう。

## 2 遺族に寄り添う弔い

### ○通夜までにしておくこと

- ・死因及び死亡場所の確認

感染症及び感染症が疑われる場合は、死亡場所での納棺が好ましい。  
搬送前に納棺（場合によっては納体袋のままの納棺）  
病院から自宅等へ搬送となるが、自宅の場合での安置が可能でない場合は弔いの場等で安置となる可能性もある。

- ・火葬場の予約

今後感染症蔓延によって、死亡者が増加する状態になった場合には、火葬場の順番待ちもありうるため、火葬場の予約は迅速におこなう。数日間の預かりとなる場合も想定し、保管場所や保管方法について考えておく必要がある。

- ・安置について

安置に際し、安全面を確保するため、棺に納めた状態で安置する。  
（納体袋の表面、棺の表面については、アルコール消毒を必ず行う）

## ○葬儀関係者が気を付けるべき点

- ・搬送業者

病院からの搬出 死後処置がされているかどうかの確認が必要  
納体袋に収める際に（引き渡しの状態を事前に確認しておく）  
搬送業者が行う場合は、引き渡し場所をどこにするかの  
確認も必要と考えられる。

遺体を扱う時の注意点 感染拡大期にあつては、すべてのご遺体において、  
取り扱い時において、感染者同様の対応をとるのが  
望ましく、感染予防対策を行うべき。

※4月現在、無症状者も多くみられ、必ずしもコロナ感染による死亡者  
だけが感染していたと言い切れない。  
多くの感染者が無症状である場合も多く、死亡者についても、  
死亡根拠となる死因以外に、コロナウイルスに感染している場合も  
ありうる。このような現状を踏まえ、今後、すべてのご遺体に対し、  
感染予防上の対策を心がけるべきです。